

別表第1（第2条関係）

事業の種類	対象事業の内容	対象事業の要件		
		A 地域	B 地域	C 地域
1 道路 の建設	(1) 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道（以下「高速自動車国道」という。）の新設	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
	(2) 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第1項又は第2項の規定により指定を受ける道路又は道路の部分（以下「自動車専用道路」という。）の新設	車線（道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第7号の登坂車線、同条第8号の屈折車線及び同条第9号の変速車線を除く。以下同じ。）の数が4以上のもの	車線の数が2以上のもの	すべてのもの
	(3) 道路法第3条第2号から第4号までに掲げる道路（自動車専用道路を除く。以下「その他の道路」という。）の新設	車線の数が4以上の区間があり、かつ、その区間の長さが2.5キロメートル以上のもの	車線の数が4以上の区間があり、かつ、その区間の長さが2キロメートル以上のもの	車線の数が2以上の区間があり、かつ、その区間の長さが1キロメートル以上のもの
	(4) 高速自動車国道の拡幅	車線の数が増加するすべてのもの	車線の数が増加するすべてのもの	車線の数が増加するすべてのもの
	(5) 自動車専用道路の拡幅	車線の数が増加するすべてのもの	車線の数が増加するすべてのもの	車線の数が増加するすべてのもの
	(6) その他の道路の拡幅	車線の数が増加して4以上となる区間があり、かつ、その区間の長さが2.5キロメートル以上のもの	車線の数が増加して4以上となる区間があり、かつ、その区間の長さが2キロメートル以上のもの	車線の数が増加して2以上となる区間があり、かつ、その区間の長さが1キロメートル以上のもの
	(7) その他の道路に係るバイパスの設置	車線の数が4以上の区間があり、かつ、その区間の長さが2.5キロメートル以上のもの	車線の数が4以上の区間があり、かつ、その区間の長さが2キロメートル以上のもの	車線の数が2以上の区間があり、かつ、その区間の長さが1キロメートル以上のもの
2 放水 路又は堰 の建設	(1) 河川の流水を当該河川以外の河川に直接放流するための水路（以下「放水路」という。）の新築	土地の改変面積が10ヘクタール以上のもの	土地の改変面積が5ヘクタール以上のもの	土地の改変面積が3ヘクタール以上のもの
	(2) 水道、鉱工業用水道及びかんがい施設の取水のために河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域又は同法第56条第1項に規定する河川予定地において設けられる堰（以下「堰」という。）の新築	計画湛水位（堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によってたたえることとした流水区域又は同法第56条第1項に規定する河川予定地において設けられる堰の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。）における湛水区域の面積が10ヘクタール以上のもの	計画湛水位における湛水区域の面積が5ヘクタール以上のもの	計画湛水位における湛水区域の面積が3ヘクタール以上のもの
	(3) 放水路の改築	土地の改変面積が10ヘクタール以上のもの	土地の改変面積が5ヘクタール以上のもの	土地の改変面積が3ヘクタール以上のもの

	(4) 堰 ^{せき} の改築	計画湛 ^{たん} 水位において増加する湛 ^{たん} 水区域の面積が10ヘクタール以上のもの	計画湛 ^{たん} 水位において増加する湛 ^{たん} 水区域の面積が5ヘクタール以上のもの	計画湛 ^{たん} 水位において増加する湛 ^{たん} 水区域の面積が3ヘクタール以上のもの
3 鉄道 又は軌道の建設	(1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道又は軌道法（大正10年法律第76号）の規定の適用を受ける軌道（以下「鉄道等」という。）の建設	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
	(2) 鉄道等の線路の高架化	高架化する区間の長さが1キロメートル以上のもの	すべてのもの	すべてのもの
	(3) 鉄道等の線路の増設	増設する区間の長さが1キロメートル以上のもの	すべてのもの	すべてのもの
	(4) 操車場、車庫、車両検査修繕施設その他の鉄道等の施設（線路を除く。）の設置	施行区域の面積が5ヘクタール以上のもの	施行区域の面積が3ヘクタール以上のもの	施行区域の面積が1ヘクタール以上のもの
4 飛行場の建設	(1) 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第75条第1項の陸上空港等（以下「陸上空港等」という。）の設置	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
	(2) 航空法施行規則第75条第1項の陸上ヘリポート（以下「陸上ヘリポート」という。）の設置	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
	(3) 陸上空港等の滑走路の増設、延長又は位置の変更	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
	(4) 陸上ヘリポートの滑走路の増設、延長又は位置の変更	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
5 工場又は事業場の建設	製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業の用に供する工場又は事業場（以下「工場等」という。）の設置	施行区域の面積が5ヘクタール以上のもの又は排出ガス量（ガスタービン以外の施設から排出される場合にあっては大気中に排出される気体の1時間当たりの量を温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値をいい、ガスタービンから排出される場合にあっては当該ガスタービンにおいて燃料として燃焼する重油の量（燃料として重油以外の燃料を燃焼する場合にあっては、当該燃料の燃焼に伴い発生する二	施行区域の面積が3ヘクタール以上のもの又は排出ガス量が1万立方メートル以上のもの、排出水量が1,000立方メートル以上のもの若しくは化学物質取扱量が年間500トン以上のもの	施行区域の面積が1ヘクタール以上のもの又は排出ガス量が1万立方メートル以上のもの、排出水量が1,000立方メートル以上のもの若しくは化学物質取扱量が年間500トン以上のもの

		酸化炭素の量に相当する二酸化炭素の量をその燃焼に伴い発生する重油の量に換算した量をいう。) 1 リットルにつき温度が零度で圧力が1気圧の状態で25立方メートルの気体が排出されるものとみなして算定した大気中に排出される気体の1時間当たりの量をいう。(以下「排出ガス量」という。)) が4万立方メートル以上のもの、排出水量(1日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下「排出水量」という。) が5,000立方メートル以上のもの若しくは特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成12年政令第138号。以下「化学物質排出把握管理促進法施行令」という。)第4条第1号イに規定する第一種指定化学物質量及び同号ロに規定する特定第一種指定化学物質量(以下単に「化学物質取扱量」という。)が年間500トン以上のもの		
	(2) 工場等の施設の変更	ア 増加する施行区域の面積が5ヘクタール以上のもの イ 増加する排出ガス量が4万立方メートル以上のもの ウ 変更する前までの排出ガス量が1万立方メートル以上4万立方メートル未満のもので、増加する排出ガス量が3万立方メートル以上のもの エ 増加する排出水量が5,000立方メートル以上のもの	ア 増加する施行区域の面積が3ヘクタール以上のもの イ 増加する排出ガス量が1万立方メートル以上のもの ウ 増加する排出水量が1,000立方メートル以上のもの	ア 増加する施行区域の面積が1ヘクタール以上のもの イ 増加する排出ガス量が1万立方メートル以上のもの ウ 増加する排出水量が1,000立方メートル以上のもの

		オ 変更する前までの排出水量が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満で、増加する排出水量が4,000立方メートル以上のもの		
6 廃棄物処理施設の建設	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この項において「法」という。）第8条第1項に規定するごみ処理施設（以下「ごみ処理施設」という。）の設置	1日当たりの処理能力（当該施設を2以上設置する場合にあっては、処理能力の合計とする。以下この号において同じ。）が200トン（焼却施設にあっては50トン）以上のもの	1日当たりの処理能力が100トン（焼却施設にあっては20トン）以上のもの	すべてのもの
	(2) 法第8条第1項に規定するし尿処理施設（以下「し尿処理施設」という。）の設置	1日当たりの処理能力が100キロリットル以上のもの	1日当たりの処理能力が50キロリットル以上のもの	すべてのもの
	(3) 法第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるもの又は法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下これらを「最終処分場」という。）の設置	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
	(4) 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（同項に規定する産業廃棄物の最終処分場を除く。以下「産業廃棄物中間処理施設」という。）の設置	1日当たりの処理能力が200トン（焼却施設にあっては50トン、破碎施設にあっては1,000トン）以上のもの	1日当たりの処理能力が100トン（焼却施設にあっては20トン、破碎施設にあっては1,000トン）以上のもの	すべてのもの
	(5) ごみ処理施設、産業廃棄物中間処理施設又は法第7条第1項に規定する一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとするもの若しくは法第12条第1項に規定する廃棄物の運搬又は処分を行おうとするものが設置する施設で、廃棄物の積替え、保管を行うためのもの（以下「積替え・保管施設」という。）の設置	保管面積が5,000平方メートル以上のもの	保管面積が3,000平方メートル以上のもの	保管面積が1,000平方メートル以上のもの
	(6) ごみ処理施設の変更	ア 増加する1日当たりの処理能力が200トン（焼却施設にあっては50トン）以上のもの イ 変更する前までの1日当たりの処理能力が100ト	増加する1日当たりの処理能力が100トン（焼却施設にあっては20トン）以上のもの	増加する1日当たりの処理能力が5トン以上のもの

		ン以上200トン未満（焼却施設にあっては20トン以上50トン未満）で、1日当たりの処理能力が100トン（焼却施設にあっては30トン）以上増加するもの		
(7) し尿処理施設の変更	ア 増加する1日当たりの処理能力が100キロリットル以上のもの イ 変更する前までの1日当たりの処理能力が50キロリットル以上100キロリットル未満で、増加する1日当たりの処理能力が50キロリットル以上となるもの	増加する1日当たりの処理能力が50キロリットル以上のもの	増加する1日当たり処理能力が増加するすべてのもの	
(8) 最終処分場の変更	埋立処分の用に供される場所の面積（以下「埋立面積」という）が増加するすべてのもの	埋立面積が増加するすべてのもの	埋立面積が増加するすべてのもの	
(9) 産業廃棄物中間処理施設の変更	ア 増加する1日当たりの処理能力が200トン（焼却施設にあっては1日当たりの処理能力が50トン、破砕施設にあっては1,000トン）以上のもの イ 変更する前までの1日当たりの処理能力が100トン以上200トン未満（焼却施設にあっては20トン以上50トン未満）で、増加する1日当たりの処理能力が100トン（焼却施設にあっては30トン）以上のもの	増加する1日当たりの処理能力が100トン（焼却施設にあっては20トン、破砕施設にあっては1,000トン）以上のもの	増加する1日当たりの処理能力が5トン以上のもの	

	10 積替え・保管施設の変更	ア 増加する保管面積が5,000平方メートル以上のもの イ 変更する前までの保管面積が3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満で、増加する保管面積が2,000平方メートル以上となるもの	ア 増加する保管面積が3,000平方メートル以上のもの イ 変更する前までの保管面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満で、変更した後に保管面積が2,000平方メートル以上となるもの	増加する保管面積が1,000平方メートル以上のもの
7 下水道終末処理場の建設	(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場（以下「終末処理場」という。）の設置	施行区域の面積が5ヘクタール以上のもの	施行区域の面積が3ヘクタール以上のもの	施行区域の面積が1ヘクタール以上のもの
	(2) 終末処理場の増設	増加する施行区域の面積が5ヘクタール以上のもの	増加する施行区域の面積が3ヘクタール以上のもの	増加する施行区域の面積が1ヘクタール以上のもの
8 高層建築物の建設	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の設置	ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号の規定により算定した建築物の高さ（以下「最高高さ」という。）が60メートル（特別の地域にあっては100メートル、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第36条に規定する都市再生特別地区（以下「都市再生特別地区」という。）にあっては180メートル）以上のもの イ アに規定する建築物以外の建築物の建設であって、建築基準法施行令第2条第2項に規定する地盤面から当該建築物に設置される工作物の最高部までの高さ（以下「最高部までの高さ」という。）が72メートル（特別の地域にあっては112	ア 最高高さが60メートル（特別の地域にあっては100メートル、都市再生特別地区にあっては180メートル）以上のもの イ アに規定する建築物以外の建築物の建設であって、最高部までの高さが72メートル（特別の地域にあっては112メートル、都市再生特別地区にあっては192メートル）以上のもの	ア 最高高さが30メートル以上のもの イ アに規定する建築物以外の建築物の建設であって、最高部までの高さが42メートル

		メートル、都市再生特別地区にあっては192メートル)以上のもの		
9 大規模建築物の建設	(1) 建築基準法第2条第1号に規定する建築物の設置	建築基準法施行令第2条第1項第4号(ただし書を除く。)の規定により算定した延べ面積(以下この項において「延べ面積」という。)が5万平方メートル(特別の地域にあっては10万平方メートル、都市再生特別地区にあっては15万平方メートル)以上のもの	延べ面積が3万平方メートル(特別の地域にあっては10万平方メートル、都市再生特別地区にあっては15万平方メートル)以上のもの	延べ面積が1万平方メートル以上のもの
	(2) 建築基準法第2条第1号に規定する建築物の変更	増加する延べ面積が5万平方メートル以上のもの	増加する延べ面積が3万平方メートル以上のもの	増加する延べ面積が1万平方メートル以上のもの
10 研究施設の建設	(1) 研究施設(化学物質排出把握管理促進法施行令第3条第23号の高等教育機関(附属施設を含み、人文科学のみに係る施設を除く。)及び同条第24号の自然科学研究所をいう。以下「研究施設」という。)の設置	施行区域の面積が5ヘクタール以上のもの又は化学物質取扱量が年間500トン以上のもの	施行区域の面積が3ヘクタール以上のもの又は化学物質取扱量が年間500トン以上のもの	施行区域の面積が1ヘクタール以上のもの又は化学物質取扱量が年間500トン以上のもの
	(2) 研究施設の変更	増加する施行区域の面積が5ヘクタール以上のもの	増加する施行区域の面積が3ヘクタール以上のもの	増加する施行区域の面積が1ヘクタール以上のもの
11 浄水施設の建設	(1) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項の浄水施設(以下「浄水施設」という。)の設置	施行区域の面積が5ヘクタール以上のもの	施行区域の面積が3ヘクタール以上のもの	施行区域の面積が1ヘクタール以上のもの
	(2) 浄水施設の変更	増加する施行区域の面積が5ヘクタール以上のもの	増加する施行区域の面積が3ヘクタール以上のもの	増加する施行区域の面積が1ヘクタール以上のもの
12 公園の建設	(1) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する公園の建設	施行区域の面積が10ヘクタール以上のもの	施行区域の面積が5ヘクタール以上のもの	施行区域の面積が3ヘクタール以上のもの
	(2) 都市公園法第2条第2項に規定する施設の変更	増加する施行区域の面積が10ヘクタール以上のもの	増加する施行区域の面積が5ヘクタール以上のもの	増加する施行区域の面積が3ヘクタール以上のもの

1 3 電 気工作 物の建 設	電気事業法（昭和 3 9 年法 律第 1 7 0 号）第 2 条第 1 項第 1 6 号に規定する電気 工作物（送電線、配電線及 び電力保安通信線を除く。 ）の設置	施行区域の面積が 5 ヘクタール以上のもの の又は排出ガス量（ 大気汚染防止法施行 規則の一部を改正す る総理府令（昭和 6 2 年総理府令第 5 3 号）附則第 2 項に規 定する非常用施設か ら排出されるものを 除く。以下この項に おいて同じ。）が 4 万立方メートル以上 のもの	施行区域の面積が 3 ヘクタール以上のもの の又は排出ガス量が 1 万立方メートル以上 のもの	施行区域の面積が 1 ヘクタール以上のもの の又は排出ガス量が 1 万立方メートル以上 のもの
1 4 住 宅団地 の造成	都市計画法第 1 1 条第 1 項 第 8 号に規定する一団地の 住宅施設（以下「住宅団地 」という。）の造成	施行区域の面積が 1 0 ヘクタール以上のもの	施行区域の面積が 5 ヘクタール以上のもの	施行区域の面積が 3 ヘクタール以上のもの
1 5 工 業団地 の造成	工場立地法（昭和 3 4 年法 律第 2 4 号）第 4 条第 1 項 第 3 号イの工業団地（以下 「工業団地」という。）の 造成	施行区域の面積が 1 0 ヘクタール以上のもの	施行区域の面積が 5 ヘクタール以上のもの	施行区域の面積が 3 ヘクタール以上のもの
1 6 流 通業務 施設用 地の造成	流通業務市街地の整備に関 する法律（昭和 4 1 年法律 第 1 1 0 号）第 2 条第 1 項 の流通業務施設の用に供す る土地の造成	施行区域の面積が 1 0 ヘクタール以上のもの	施行区域の面積が 5 ヘクタール以上のもの	施行区域の面積が 3 ヘクタール以上のもの
1 7 学 校用地 の造成	学校教育法（昭和 2 2 年法 律第 2 6 号）第 1 条に規定 する学校、同法第 1 2 4 条 に規定する専修学校又は同 法第 1 3 4 条第 1 項に規定 する各種学校の用に供する 土地（以下「学校用地」と いう。）の造成	施行区域の面積が 1 0 ヘクタール以上のもの	施行区域の面積が 5 ヘクタール以上のもの	施行区域の面積が 3 ヘクタール以上のもの
1 8 土 地区画 整理事 業	土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 2 条 第 1 項に規定する土地区画 整理事業である事業	施行区域の面積が 2 0 ヘクタール以上のもの	施行区域の面積が 5 ヘクタール以上のもの	施行区域の面積が 3 ヘクタール以上のもの

19 開 発行為 に係る 事業（ 前各項 に掲げ るもの を除く 。）	都市計画法第4条第12項 に規定する建築物の建築又は 特定工作物の建設の用に 供する目的で行う土地の区 画形質の変更	施行区域の面積（都 市計画法第4条第1 5項に規定する都市 計画事業又は土地収 用法（昭和26年法 律第219号）第3 条各号に掲げる事業 （以下「都市計画事 業等」という。）の 実施に伴い、施行区 域を変更する場合に あつては、当該施行 区域のうち当該都市 計画事業等の実施に 伴い使用権原を失う 土地の代替として得 られる事業地の面 積。以下この項にお いて同じ。）が10 ヘクタール以上のもの	施行区域の面積が5 ヘクタール以上のもの	施行区域の面積が3 ヘクタール以上のもの
20 前 各項に 掲げる ものの 一時的に貯めて、洪水の最 ほか、大流量を調節するための施 設をいう。以下同じ。）の に準ず る事業 として 定める 事業	調節池（河川法第3条第2 項に規定する河川管理施設 のうち、洪水による流水を 一時的に貯めて、洪水の最 ほか、大流量を調節するための施 設をいう。以下同じ。）の 設置	土地の改変面積が1 0ヘクタール以上のもの	土地の改変面積が5 ヘクタール以上のもの	土地の改変面積が3 ヘクタール以上のもの

備考

- 1 この表において、A地域、B地域及びC地域とは、さいたま市の区域のうち、それぞれ次に定める地域をいう。
 - (1) A地域 B地域及びC地域を除く地域
 - (2) B地域 次のア又はイのいずれかに該当する地域でC地域を除くもの
 - ア 都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域（同法第8条第1項の規定により定められた用途地域のある市街化調整区域を除く。）にある地域
 - イ C地域の周囲200メートルの範囲にある地域
 - (3) C地域 次のアからウまでのいずれかに該当する地域
 - ア 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全地区にある地域
 - イ 埼玉県立自然公園条例（昭和33年埼玉県条例第15号）第4条第1項の規定により指定された埼玉県立自然公園の区域にある地域
 - ウ 都市計画法第8条第1項第7号の規定により定められた風致地区にある地域
- 2 この表において「特別の地域」とは、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条の3第1項第2号の規定により定められた地区にある地域をいう。